

議案第 82 号

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例

ひたちなか市建築基準条例（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第58条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市建築基準条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 <u>法第85条第5項及び第6項</u>に規定する仮設興行場等, <u>法第87条の3第5項</u>に規定する興行場等並びに<u>同条第6項</u>に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合には, この条例の規定は, 適用しない。</p>	<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 <u>法第85条第6項及び第7項</u>に規定する仮設興行場等, <u>法第87条の3第6項</u>に規定する興行場等並びに<u>同条第7項</u>に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合には, この条例の規定は, 適用しない。</p>	